

岩手県選挙管理委員会告示第 69 号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 6 月 1 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和 57 年岩手県選挙管理委員会告示第 11 号の 2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙</p> <p>第 1 節～第 5 節 [略]</p> <p>第 5 節の 2 在外投票（第 44 条の 2—<u>第 44 条の 4</u>）</p> <p>第 6 節～第 14 節 [略]</p> <p>第 3 章～附則 [略]</p> <p>第 5 節の 2 在外投票</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙</p> <p>第 1 節～第 5 節 [略]</p> <p>第 5 節の 2 在外投票（第 44 条の 2—<u>第 44 条の 5</u>）</p> <p>第 6 節～第 14 節 [略]</p> <p>第 3 章～附則 [略]</p> <p>第 5 節の 2 在外投票</p> <p><u>（在外投票用の投票用紙等を発送する日）</u></p> <p><u>第 44 条の 2 在外選挙執行規則（平成 11 年自治省令第 2 号）第 23 条第 3 号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会</u>が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。</p> <p><u>（1） 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第 33 条の 2 第 2 項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9 月 16 日から翌年の 3 月 15 日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の 3 月 16 日、3 月 16 日からその年の 9 月 15 日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の 9 月 16 日</u></p> <p><u>（2） 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第 33 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県の委員会</u>が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前 60 日に当たる日のいずれか遅い日</p> <p><u>（3） 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第 33 条の 2 第 1 項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第 5 項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県の委員会</u>が告示した日</p> <p><u>2 法第 33 条の 2 第 7 項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第 1 号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用さ</u></p>

<p>(在外投票用の投票用紙等を交付したときの表示)</p> <p><u>第44条の2</u> 〔略〕</p> <p>(在外投票事務処理簿)</p> <p><u>第44条の3</u> 〔略〕</p> <p>(在外投票の送致)</p> <p><u>第44条の4</u> 〔略〕</p>	<p><u>れる同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第3項又は第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。</u></p> <p>(在外投票用の投票用紙等を交付したときの表示)</p> <p><u>第44条の3</u> 〔略〕</p> <p>(在外投票事務処理簿)</p> <p><u>第44条の4</u> 〔略〕</p> <p>(在外投票の送致)</p> <p><u>第44条の5</u> 〔略〕</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行する。